

## 琵琶湖における不法工作物の簡易代執行を実施 (管理調整課)



執行前

平成22年9月30日から10月1日に、近江八幡市牧町の琵琶湖岸において、所有者不明の建築物を撤去する簡易代執行（河川法）を実施しました。

河川法における簡易代執行とは、同法第75条第3項以下に規定があり、所有者等を調査しても特定できない場合には、あらかじめ公告した上で、河川管理者自らが物件の撤去を行うことができる制度です。

今回撤去したのは所有者不明の倉庫（鉄骨平屋建 35㎡）で、河川法に基づく簡易代執行は県内では5例目となります。撤去作業では、まず職員が、倉庫内に放置されていた多数のウインドサーフィンのボードやレジャー用のイス等を運び出した後、委託業者が重機を使い解体撤去を行いました。

県および東近江土木事務所では、きれいな水辺環境を守るため琵琶湖などに不法に占用されている物件の指導・除去に引き続き取り組んでいきたいと考えています。



執行作業中



執行作業中



執行作業中



執行後

## 土木の日現場見学会 (国道421号石樽トンネル、不老橋工事) (管理調整課)

土木のイメージアップと土木に対してみなさんに理解を深めていただくために、毎年11月18日を「土木の日」と定めています。この日の関連行事として、東近江市黄和田町で進められている国道421号の石樽トンネルと不老橋橋梁工事の現場見学会を平成22年11月21日に実施しました。

当日は、永源寺の紅葉が最盛期を迎えており、旧永源寺町役場から大渋滞でした。現場に着くまでにかなりの時間を要したため、石樽トンネル工事は入口での工事状況の説明、橋梁工事はバスから現場を眺めいただきながらの説明となりましたが、参加頂いたみなさまは、熱心に担当者の説明に耳を傾けておられました。

東近江土木事務所では、今後も見学会を積極的に開催し、ひとりでも多くの方に見学会への参加を頂き、土木工事のダイナミックさや利便性の向上を肌で感じていただき、公共工事への理解や土木への関心を深めていってほしいと考えています。



工事説明状況



県庁バスでの移動

## 歩道を整備しています! (道路計画課)

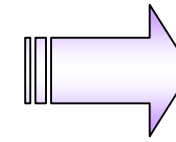
道路計画課では、車の通行が多い道路や、学校の通学路になっている道路において、歩道の設置や改修を順次進めています。今年度は、県道土山蒲生近江八幡線、東近江市稲垂町地先において延長約540mの歩道整備が完了しました。また、新たに国道477号、竜王町七里地先において延長約1.1kmの歩道整備に着手しています。

近江八幡駅周辺の県道近江八幡守山線では、今ある歩道内の段差の改善や、目が不自由な方にも歩きやすくなるよう、点字ブロックを設置するなど、バリアフリー化工事を実施しています。

歩道の整備によって、歩行者と自動車がより安全に通行できるようになります。工事中は通行規制により、ご迷惑をおかけすることがあるかと思いますが、ご協力よろしくお願いします。



バリアフリー化工事前



工事後 (平成22年5月完了区間)

## 日野川ダム管理用設備デジタル化 (河川砂防課)

日野川ダムでは、管理用制御処理設備および放流警報設備が約21年経過し更新時期を迎えているため、平成20年度から各設備をアナログ方式からデジタル方式へ移行し、的確な情報収集および制御を行い、迅速な放流警報伝達が提供できるよう工事を進めています。

平成22年度においてはダム管理用制御処理設備の工事を開始し、平成23年度の完成を目指しています。近年の異常気象によるゲリラ的豪雨に対応できるよう洪水調節を行いますが、河川の増水には注意してください。



新設警報局舎



監視制御操作卓



洪水吐ゲート



小学生見学



ダム湖パノラマ